

第3期中期目標・中期計画（確定版）

（部局名 教育学研究科）

中期目標	中期計画
（前文）部局の基本的な目標 （教育理念：大学院） 東北大学大学院教育学研究科は、教育に関する理論的基礎に支えられた高度な専門的知識と技能を備え、社会的要請を敏感に察知するとともに、自ら問題を発見し、教育に関する諸問題の解決を具体的に推進しうる人材を養成する。 （教育目標：大学院） 前期2年の課程では、教育に関する専門的知識と技能を有する高度専門職業人、及び後期課程に進学し研究者を志す人材の養成を目標とする。 後期3年の課程では、教育に関する専門的領域の研究者を目指し、教育学の新たな発展に貢献できる、博士の学位を持つ人材の養成を目標とする。 （教育理念：学部） 教育学部は、教育に関する理論的基礎に支えられた専門的知識と技能を備え、現代社会が抱える教育の諸問題を総合的かつ体系的に把握し、その解決を具体的に推進しうる人材を養成する。 （教育目標：学部） ① 教育に関する様々な専門領域の知識をふまえ、広い視野で教育を捉える力を養成する。 ② 教育に関する深い洞察力を育成する。 ③ 自主的に課題を設定し、その課題解決に向けた企画・実践力を育成する。	
◆ 中期目標の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標 1. 教育に関する理論的基礎に支えられた高度な専門的知識と技能をそなえた人材を育成するため、学部専門教育・大学院教育を推進する。	(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 1-1. カリキュラムマップを導入し教育プログラムの構造化を図り、アクティブ・ラーニングの拡充、学修時間の確保などにより、学部専門科目の充実化を進める。 1-2. 専攻の枠を超えた幅広いコース枠に基づく学位プログラムを提供するために、カリキュラムの改善を図り、学位の質保証のための研究倫理教育と論文審査体制の整備などを通じた大学院教育の充実化を進める。
(2) 教育の実施体制等に関する目標 1. 学部専門教育・大学院教育の実施体制等を整備・充実するとともに、国際通用性の高い教育システムの開発を行い、教育の質を向上させる。 2. 教育の質の向上方を推進する。	(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 1-1. 教育のグローバル化を進めるために、海外の部局間交流協定校との連携を活かし、教育の実施体制を整備する。 2-1. 学生による授業評価を引き続き実施し、授業改善活動への活用を図る。
(3) 学生への支援に関する目標 1. 安心で健康な学生生活支援の取り組みを強化する。	(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 1-1. 発達障害、身体障害等の障害のある学生に対する支援・強化を進めるとともに、ハラスメント対策の強化、メンタルケアに努める。
(4) 入学者選抜に関する目標 1. アドミッション・ポリシーに適合する、優秀で意欲的な人材を国内外から受け入れるための入試戦略を展開する。	(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置 1-1. オープンキャンパス、入試説明会（大学院）に加え、特に社会人を対象とした入試相談会（大学院）を開催し、教育内容・研究成果等の情報提供を促進する。 1-2. これまで2期にわたって実施してきた一般選抜、社会人特別選抜（いずれも大学院）に加え、優秀な外国人留学生を受け入れるための外国人留学生特別選抜（大学院）を実施する。
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 1. 社会的ニーズに応える戦略的研究を推進する。 2. 研究成果の国際的発信を強化する。	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 1-1. 国際的な最重要課題である「持続可能な社会のための教育」(ESD)に関する研究や「インクルシブな教育システム」に関する研究など、重点戦略研究を推進する体制を整備する。 2-1. 研究成果の国際的発信力を強化するため、英文電子ジャーナル“Annual Bulletin, Graduate School of Education, Tohoku University”の充実化など、英語等の外国語による成果発表を促進する措置を講ずる。

(2) 研究実施体制等に関する目標 1. 国際的学術ネットワークを発展させる。 2. 戦略的研究を支援する体制を整備する。	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置 1-1. 国際的学術ネットワークを発展させるため、国内のみならず、学術交流協定締結校など海外の大学・研究機関との共同研究を促進する。 2-1. 研究科の重点的な研究課題への組織的な取り組みを行う体制を確立する。
3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標 1. 社会との連携を促進し、研究科の人的・知的資源を生かした社会貢献を強化する。	3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置 1-1. これまで築いてきた国内外の連携ネットワークを活用し、震災復興、「持続可能な社会のための教育」の推進など、社会的課題の解決に寄与する活動を進める。 1-2. 国や地方自治体との連携を促進し、教育政策立案などの社会的ニーズに対応する取り組みを強化する。
4 災害からの復興・新生に関する目標 1. 東日本大震災に伴って発生した教育問題の解決に向けた支援・研究活動をさらに展開する。	4 災害からの復興・新生に関する目標を達成するための措置 1-1. これまで研究科が行ってきた震災支援活動を評価・継続するとともに、震災5年後の段階で新たに生じてきた課題に対する研究活動を進める。
5 その他の目標 (1) グローバル化に関する目標 1. 研究および教育のグローバル化を促進する。 2. 学生の流動性を向上させるための環境を整備する。 3. グローバルリーダー育成のための環境を整備する。	5 その他の目標を達成するための措置 (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置 1-1. 研究および教育のグローバル化を促進するため、部局間学術交流協定締結校との交流を充実させるとともに、新たな学術交流協定の締結を積極的に推進する。 1-2. 研究及び教育のグローバル化を促進するため、外国人教員等を継続的に採用する。 2-1. 外国人留学生に対する教育プログラムの充実化、支援措置の拡充など、留学生の修学環境の更なる整備を進める。 2-2. 在学中の留学など学部学生の海外経験、国外での大学院学生の研究発表等を促進するため、支援措置を拡充する。 3-1. 「アジア共同学位開発プロジェクト」(AJP)を契機とする「アジア教育指導者」(AEL)コースを継承・発展させ、グロー

		バリエーション育成のための環境整備を図る。
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
	(1) 組織運営の改善に関する目標	(1) 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
	1. 業務運営システムの機能強化を図る。	1-1. 研究科の課題に機動的に対応するため、運営会議の機能を強化する。 1-2. 研究科長裁量経費による戦略的・重点的な取り組みをより効果的なものにするため、年次方針を運営会議で確立する。
	(2) 教育研究組織の見直しに関する目標	(2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
	1. 社会的な要請に的確に対応するために、機動的な組織体制をつくる。	1-1. 新しい学問的要請や社会的なニーズに機動的に対応しうる教育組織への再編をすすめる。
III	財務内容の改善に関する目標	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
	1. 外部研究資金の一層の獲得を図るための体制作りを進める。	1-1. 外部研究資金の拡充を図るため、研究科長裁量経費などを有効に活用しながら、大型研究プロジェクトの申請に向けた準備を進める。
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
	1. 自己点検・評価の内容の充実を図る。 2. 研究・教育成果等の情報発信の強化を進める。	1-1. 自己点検報告書の作成、授業評価の実施、外部評価の受審等を継続的に行う。 2-1. 市民に向けて研究・教育の成果を発信するため、一般公開のシンポジウム・講演会等を積極的に開催する。 2-2. 本研究科・本学部の戦略的広報活動を展開するため、ホームページ等のメディアの拡充および整備を図る。
V	その他業務運営に関する重要目標	V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
	1 施設設備の整備・活用等に関する目標	1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
	1. 教育環境の改善に向けた施設設備の整備を計画的かつ効率的に行う。	1-1. グローバル教育、アクティブ・ラーニング等に対応するための環境整備を計画的に進める。
	2 安全管理に関する目標	2 安全管理に関する目標を達成するための措置
	1. 環境と安全に配慮したキャンパスの整備を進める。	1-1. 地下鉄東西線等の交通環境の整備をふまえ、公共交通機関の利用を促進する。

3 法令遵守に関する目標	3 法令遵守に関する目標を達成するための措置
1. コンプライアンス等の高度化を進める。	1-1. 公正な研究活動を推進するため、「研究倫理審査委員会」および「公正な研究活動推進委員会」のもと、研究に携わる全構成員の研究倫理研修受講の義務づけなど、組織的な取り組みを推進する。 1-2. 研究費の適正な使用を遂行するため、適正な研究費の運営・管理体制のもとで、研究費の運営・管理に携わる全構成員のコンプライアンス教育受講の義務づけなど、組織的な取り組みを推進する。
4 その他業務運営に関する重要目標	4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
1. 学部同窓会の組織化や市民との連携を強化する。	1-1. 学部同窓会の組織を強化するため、連携事業を進める。 1-2. 市民との連携により、留学生の学習支援体制を強化する。